

【概要版】

獣医療における放射線障害防止の規制が強化されます

島根県農林水産部畜産課

「獣医療法施行規則の一部を改正する省令」が平成 21 年 2 月 20 日より施行され、獣医療における放射線障害防止の規制が改正されました。この改正内容の概要と県内の飼育動物診療施設において対応が必要と思われる事項についてお知らせいたします。

1 改正の趣旨

獣医療においても高度放射線診療が実施されるようになり、人の医療と同等の規制措置を講じる必要が生じてきたため、獣医療法施行規則を改正し、診療施設の管理者が遵守すべき事項等の規制を強化する。

2 改正の概要

(1) 診療施設開設の届出に関する事項の変更 (第 1 条) ※X線装置については従前のとおり

X線装置以外の診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えた場合も届け出が必要になりました。(診療用同位元素(診療用 RI)を除き、放射線障害防止法に基づく許可または届出も必要です。)

(2) 診療施設の放射線に関する構造設備基準を追加で規定 (第 6 条) ※X線装置については従前のとおり

(3) 診療施設の管理者が遵守すべき事項を新規又は追加で規定

※X線装置のみを使用する診療施設において関係する事項は、下線で示す項目です。

- ① 放射線管理責任者の選任 (第 7 条)
- ② 放射線障害の予防に関する規程の作成 (第 7 条の 2)
- ③ 診療用高エネルギー放射線発生装置等の防護措置 (第 8 条の 2、3)
- ④ 放射線取扱施設における注意事項の掲示 (第 9 条) ※X線装置については従前のとおり
- ⑤ 診療用高エネルギー放射線発生装置等の使用場所等の制限 (第 10 条)
- ⑥ 獣医療用放射性汚染物の廃棄の廃棄物詰替施設等を有する者への委託 (第 10 条の 2)
- ⑦ 廃棄物詰替施設等の基準 (第 10 条の 3)
- ⑧ 診療用放射性同位元素等を投与等された飼育動物の収容制限 (第 10 条の 4)
- ⑨ 放射線診療従事者等の被ばく防止 (第 13 条) ※X線装置についても女子に関する規定が改訂
- ⑩ 放射線診療従事者等の遵守事項 (第 16 条) ※X線装置については従前のとおり
- ⑪ 放射線診療従事者等の教育訓練及び研修の実施 (第 16 条の 2) ※X線装置についても新規に規定
- ⑫ 獣医療用放射性汚染物質の取扱者の遵守事項 (第 16 条の 3)
- ⑬ 放射線障害が発生するおそれのある場所の測定 (第 18 条) ※X線装置については従前のとおり
- ⑭ 診療用 RI の濃度限度等 (第 18 条の 2)
- ⑮ 記帳 (第 19 条) ※X線装置については従前のとおり
- ⑯ 診療用放射性同位元素等を備えた診療施設の廃止後の措置 (第 19 条の 2)

☆ X線装置を用いて診療を実施されている方は、事項を必ず御覧下さい。☆

3 X線装置のみを用いて診療を行う診療施設に関する事項(抜粋)

新たに規定された事項の他、改めて実施状況の確認をお願いする事項について示します。
詳細は「農林水産省消費・安全局長通知(写)」を御参照下さい。

(1) X線装置の届出に関する事項 (規則第1条第1項第6号)

X線装置の機種を変更した場合や使用を廃止した場合にも届出が必要です。

(2) 注意事項の掲示 (第9条) X線診療室に必要な注意事項を掲示しなければなりません。

(3) 放射線診療従事者(獣医師及び診療補助者等)の被ばく防止 (第13条)

放射線障害を防止するための緊急作業について、これまでは女子は従事できないことになっていましたが、「妊娠する意思がない旨を書面で申し出た女子等」は従事可能とされました。

(4) 線量の測定 (第14条)

外部被ばく線量(実効線量及び等価線量)を、男子は胸部で、女子(例外規定あり)は腹部で測定しなければなりません。胸部(上腕部)、腹部(大腿部)以外の部位の被ばく線量が最大となる場合はその部分も測定が必要です。

(5) 放射線診療従事者に係る線量の記録 (第15条)

外部被ばく線量は、四半期ごとの合計並びに1年度間ごとの合計した線量を記録し、これを保存しなければなりません。女子の腹部の等価線量にあつては、毎月の合計線量も記録、保存しなければなりません。保存期間について、獣医療法には規定がありませんが、電離放射線障害防止規則により30年間保存が義務づけられています。

(6) 放射線診療従事者の教育訓練 (第16条の2)

今回の改正から新たに設けられた規定で、診療施設の管理者は、放射線診療従事者に対し、1年に1回、以下の①～③の項目について教育訓練を行わなければならなくなりました。

- ①放射線の人体に与える影響
- ②X線装置による放射線障害の防止に関する法令
- ③X線装置の安全取扱い

放射線診療従事者等を獣医師会等が開催する「放射線防護に関する研修会」等にも積極的に参加させ、放射線に係る知識及び技術の修得に努めて下さい。

(7) エックス線装置の定期検査 (第17条)

診療施設の管理者は、X線装置について定期的(3年に1回程度)に検査を行い、その結果を5年間保存しなければなりません。

(8) 放射線障害が発生するおそれのある場所の測定 (第18条)

診療施設の管理者は、6ヶ月に1回(X線装置を固定して使用する場合)、次の①～④の場所の放射線量を測定し、その結果を5年間保存しなければなりません。

- ①X線診療室
- ②管理区域の境界
- ③診療施設敷地内の居住区域
- ④診療施設の敷地の境界

(9) 記帳 (第19条)

帳簿を備え、X線装置の使用状況を記載し、これを1年度毎に閉鎖し、3年間保存しなければなりません。

(10) 事故の場合の措置 (第20条)

事故による放射線障害の発生(おそれ)がある場合は、管理者は直ちに県知事及び警察署並びに市町村長及び消防署に通報しなければなりません。

(11) 放射線診療従事者等の健康診断

獣医療法には健康診断についての記載はありませんが、労働安全衛生法の適用を受ける診療施設(獣医師や診療補助者を雇用している施設)にあつては、電離放射線障害防止規則が適用されることから、放射線診療従事者について、6ヶ月に1回、指定項目(問診、白血球数・白血球%、赤血球数・ヘマトクリット値、皮膚、白内障に関する目の検査)の健康診断が義務づけられています。

お問い合わせは? 診療施設を管轄する 家畜保健衛生所 または
県庁農林水産部畜産課家畜衛生グループ(TEL:0852-22-6951) まで